

	該当施策 体系	項目	該当頁	委員	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方・対応案
1	はじめに	はじめに	－	辻村委員	「はじめに」の内容が現計画策定時のままになっている。計画を変更するのであれば、「はじめに」も更新すべきではないか。	「はじめに」は現計画策定にあたっての考え方をお示しております。今回は中間年における所要の見直しを行うものであることから、「はじめに」については現行の記載とした上で、中間見直しの考え方について、次頁に下記のとおり追記いたします。 【第４期奈良県地域福祉計画の中間見直しについて】 本計画の策定期間の中間年である令和６年度に、令和４年度以降に生じた社会課題や関連する奈良県の個別計画の改定及び変更等を踏まえ、本計画の見直しを実施しました。 全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、引き続き取組を進めてまいります。 令和７（２０２５）年３月 奈良県
2	基本理念	基本理念	2	亀甲委員	早期発見が重要ということが記載されているが、色々な施策を実施している中で、制度にたどり着かない方がたくさんおられると感じる。そのような方への支援も必要。	本計画は、「全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。」ことを基本理念としており、自らの抱える課題について認識していない人や、自ら相談できない人に対しても、訪問等のアウトリーチにより積極的に課題を把握することが必要と認識しております。 包括的な相談・支援体制の整備に向けた取組を引き続き進めてまいります。
	1-(1)-①	包括的な相談・支援体制の整備	8			
3	基本理念	基本理念	2	石井委員	色々な社会課題が出ていたが、地域福祉計画の大元になる包括的な相談支援体制の構築が最も重要だと思うので、力を入れていただきたい。	
	1-(1)-①	包括的な相談・支援体制の整備	8			
4	基本理念	基本理念	2	宮本委員	市町村社協ではあらゆる生活課題に対応するため取り組んでいるが、地域は日々変化しており、その変化に気づくことが必要。そのためには、住民とのコミュニケーションや民間企業及び団体との連携が今まで以上に必要であると思う。こういった取組を、市町村だけでなく、県からもバックアップいただくことが重要である。	行政、社協、民間団体、住民等、地域で活動する主体の連携は重要であると認識しております。県自らも主体的に多様な主体と連携し、地域における課題の発見と解決に向けて取組を進めてまいります。
	県の基本的な役割	県の基本的な役割	3			
5	1-(1)-①	包括的な相談・支援体制の整備	8	石井委員	今年の４月から孤独・孤立対策推進法が施行されている。孤独・孤立の状態は色々な社会課題の原因にもなっており、今後大きな問題となってくる単身高齢世帯など、これまでと違う支援が必要な人がいるのではないか。本計画が地域福祉に関する上位計画というからには、孤独・孤立の問題について触れていただいたほうがいいのではないか。	本計画は、「全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。」ことを基本理念としており、本計画に記載する取組を推進することが孤独・孤立対策に資するものと考えております。その上で、本項目の【現状と課題】に下記のとおり追記いたします。 ○また、日本型雇用慣行の変化による非正規雇用労働者の増加など、様々な社会の変化を背景として、人々の暮らしや地域のあり方が多様化し、人々の抱える課題も複雑化しています。今後、孤独・孤立の問題のさらなる深刻化も懸念されます。
	1-(1)-③	経済的困難等を抱える子どもの支援の充実	12			
6	1-(1)-③	経済的困難等を抱える子どもの支援の充実	12	金田委員	「経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」の項目について、こどもの虐待や要保護児童対策協議会についての記載を「権利擁護の推進」の項目へ移動したということだが、「経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」についても、支援体制を強化する必要もあるため留意いただきたい。	児童虐待とこどもに関する権利擁護については、高齢者や障害者の権利擁護や虐待防止に関連した記載とのバランスを図るため、「権利擁護の推進」の項目に移動しました。「経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」については、今回ヤングケアラーへの支援やひとり親家庭への養育費確保に向けた支援を新たに追加し、支援の充実を図っております。今後も引き続き支援の充実に取り組んでまいります。
7	1-(1)-③	経済的困難等を抱える子どもの支援の充実	12	亀甲委員	ヤングケアラー支援について、関係者だけではなく、県民や、支援の対象となる子どもたちへの周知が重要。	県民に対して、ヤングケアラーについての正しい知識や情報を伝え、認知度の向上を図ることは重要であると認識しております。今年度はイオンリテール店舗において、ポスター及びリーフレットの掲示を行いました。来年度は小中学校の児童生徒をはじめ、県民向けにリーフレットを作成、配布する予定です。今後も引き続き周知・啓発に努めてまいります。

	該当施策 体系	項目	該当頁	委員	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方・対応案
8	1-(1)-⑤	権利擁護の推進	18	横井委員 永田委員長	(横井委員) 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関の設置市町村数が伸び悩んでいる。 (永田委員長) 成年後見制度は、法制審議会で民法の改正が議論されており、中核機関の法制化も議論されている。法制化されてから急いで設置するより、事前にしっかりと準備しておくことが重要だと思う。目標を達成できるよう進めていただきたい。	市町村担当課の人員不足や、この分野での知識不足が一つの要因であると考えております。特に、成年後見制度についての相談件数が少ない、あるいは相談がない小規模の自治体で設置が進んでいないという現状があります。 県は、これまで、奈良県社会福祉協議会に相談窓口を設置するほか、職員向け研修会の実施や中核機関設置検討会などを行い、市町村職員の知識の向上や啓発に取り組んでまいりました。 引き続き、中核機関の設置及びその機能が発揮されるよう、市町村を支援してまいります。
	1-(1)-⑤	権利擁護の推進	18	亀甲委員	障害者の権利擁護については合理的配慮の提供ということが言われているが、障害のある方への合理的配慮の提供とはどういうことかということ、大人だけではなく、子どもたちへ周知することが必要。	県では、障害のある人もない人もともに安心して暮らすことができる地域社会をつくるために、『まほろば「あいサポート運動」』を推進しています。この運動の一環で、県民や企業等を対象とした「あいサポーター研修」を行い、多様な障害の特性、障害のある人が困っていること、必要としている手助け・配慮（合理的配慮）等について学ぶ機会を提供しています。また、令和５年度からは、県内の小中学校の児童・生徒を対象とした「あいサポーターキッズ学習」を実施しており、令和６年度は各市町村教育委員会を通じてすべての公立小・中学校に募集を行ったところ、計１４校から申込みがあり、研修を実施しました。今後も引き続き、合理的配慮の提供を含めた障害理解の促進に向けて、取組を継続したいと考えております。
10	1-(1)-⑤	権利擁護の推進	18	八木委員	今年の４月に改正障害者差別解消法が施行され、今まで努力義務だった民間での合理的配慮が義務化されたが、不当な取扱や合理的配慮の不提供の事例が増えてきていると感じる。また、幸せな社会を作るために、公助・共助・自助の３つの要素がバランス良く必要と言われているにも関わらず、自助に力が入っているように思う。支援を必要とする人が、どんどん置いてけぼりにされているという現状がある。あいサポーターをどんどん増やしていただきたい。	県では、障害のある人もない人もともに安心して暮らすことができる地域社会をつくるために、『まほろば「あいサポート運動」』を推進しています。この運動の一環で、県民や企業等を対象とした「あいサポーター研修」を行い、多様な障害の特性、障害のある人が困っていること、必要としている手助け・配慮（合理的配慮）等について学ぶ機会を提供しています。今後も引き続き、県内企業・団体への周知啓発を進め、より多くの方に障害に対する理解を深めていただけるよう努めてまいります。
11	2-(1)-①	住民主体の課題解決に向けた取組の支援	25	増田委員	自治会離れが進んでいる。民生委員はなり手が少なく、保護司会、子ども会、婦人会、そして自治会など、地域組織が崩れかけているということが悩みである。	多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、住民が身近な地域で自ら課題を把握し、主体的に解決を試みる体制づくりを、県社協をはじめとする関係機関と共に進めてまいります。また、住民を支える身近な相談相手である民生委員・児童委員については、民生委員活動の重要性や意義の理解等を積極的に発信し、新たな担い手の確保ができるよう市町村や民生児童委員連合会と連携し、取組を進めてまいります。
	3-(1)-①	民生委員・児童委員活動への支援	34			
12	2-(1)-③	元気高齢者の地域活動の推進	28	中村委員	認知症や認知症予備群で困っている人に対して、まだまだ支援が十分とは言えない。老人会にも、フレイル対策のためのサロン活動等、様々な発案をいただいている。認知症、認知症予備群ができるだけ安心して暮らせる環境づくりをしたいと思うので、県からも力を貸していただくようお願いする。	ご指摘のとおり、認知症の人を含めた高齢者が安心して暮らせる環境づくりは重要であると考えております。 県では、奈良県老人クラブ連合会が行う、健康づくり・介護予防活動の推進、若手リーダーの養成、組織強化の取り組み、及び、各市町村（中核市の奈良市を除く）が行う、適正老人クラブ（５０人以上のクラブ）及び小規模適正老人クラブ（５０人未満３０人以上のクラブ）の活動、市町村老人クラブ連合会が実施する各種事業への補助に対し、補助金を交付しているところです。 今後も、老人クラブを始め、地域の関係者、市町村とも協力し、高齢者の生きがいと健康づくりの取組に対する支援を行ってまいります。
	3-(1)-③	住民等による見守り支え合う体制づくり	37			
13	3-(1)-②	コミュニティソーシャルワーカーの活動の充実	35	石井委員 金田委員 永田委員長	(石井委員) 地域の困りごとを把握するコミュニティソーシャルワーカーは重要だと思うが、なかなか配置が進まない。県社協ではコミュニティソーシャルワーカーの養成講座を実施しており、引き続き養成を進めていきたいと思うので、県からも支援をお願いしたい。 (金田委員) 数値目標がなかなか伸びていないのはどこに要因があるのか分析があればいいと思う。また、養成しても、養成後のフォローがなければ結果的に取組が進まないということもある。いかにフォローアップの研修を充実させていくかが重要だと思う。 (永田委員長) コミュニティソーシャルワーカーの養成と、養成するだけではなく、その定着や充実ということを市町村の方でも進めていただきたいということを受け止めていただき、可能であれば中間見直しにも反映していただければと思う。	市町村が包括的な支援体制の整備を進めるうえで、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の養成講座や、養成後のフォローアップ研修は重要と認識しており、県もその実施について引き続き支援を進めてまいります。また、これまでに養成したＣＳＷの活動実態の調査・分析を基に、現在ＣＳＷの活用方策等について検討を進めており、検討結果を踏まえて次期計画に反映する予定です。

	該当施策 体系	項目	該当頁	委員	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方・対応案
14	3-(1)-④	N P O、ボランティア活動への参加促進	39	北村委員	ボランティアも高齢化しており、活動を引き継いでくれる若者がいないことが課題になっている。学校でボランティアクラブを作っているところもあるが、卒業すると活動が終わってしまい、ボランティア活動を継続してくれる人は本当に少ない。地域福祉計画を進める上で、ボランティアの人材養成という点にも注目していただきたいと思う。 また、教育の分野でも、若者に対し福祉について考えていこうという福祉教育にもっと取り組んでいただきたい。	（ボランティアの人材養成） 令和 6 年度は、奈良県社会福祉協議会と連携しながら、地域・学校で活用できる福祉教育のプログラムを作成しています。また、災害ボランティアについて、中高生向けに出前講座や養成研修を実施しています。引き続き、ボランティア活動の情報発信を含め、奈良県社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア人材の確保・育成に取り組んでまいります。 （福祉教育の充実） 福祉教育は、子どもの発達段階、学校の実態や地域の特性を生かし、学校におけるすべての教育活動を通して、意図的・計画的に進められています。さらに、高等学校においては、福祉科教育をカリキュラムとして扱っている学校もあり、ヒューマンサービス専門職の養成に取り組んでいます。今後もより一層、福祉教育の推進に向けて尽力してまいります。
	4-(2)-③	福祉教育の充実	50			